

文部省史料館報

第 16 号

昭和 47 年 3 月

目 次

私擬「歴史資料保存法」案と提唱……………林 英夫…(2)	
<hr/>	
所在調査	
福井県下の古文書所在調査……………舟沢 茂樹…(5)	
<hr/>	
情 報	
大量資料段階の資料館・博物館建築……………中村俊亀智…(7)	
——最近の二、三の傾向について——	
茨城県歴史館建設の現況……………川上 宏昭…(11)	
短 信	
多久市立図書館管理の歴史資料の	
現状と問題……………細川 章…(12)	
古文書類の蒐集……………桜木 保…(12)	
<hr/>	
46年度新収史料紹介(三)……………(13)	
文部省史料館発行「所蔵史料目録」・「民族資料	
図版目録」内容紹介……………(14)	
『文部省史料館報』総目次(1～16)……………(14)	
彙報・その他……………(16)	

私擬「歴史資料保存法」案と提唱

林 英 夫

一、経 過

昭和二十二年三月。なお、焼土の余煙が、いたるところにくすぶっていた。この月文部省の特別研究費によつて「近世庶民史料調査会」が発足し、散佚・破壊のおそれのある近世以降の学術史料の収集保存と調査の活動が開始された。これは、戦後の日本における史料保存事業史の第一頁をかざるべきことであつた。

二十年後の四十四年には、学術会議は政府に「歴史資料保存法」制定の勧告をしたが、この間、木村礎氏の努力にもかかわらず、法制化の実現をみるにいたつていない。しかし昭和二十二年いらい、二十数年間をへて、ようやく、史料保存の法制化という側面からだけみれば、最後のツメの段階に達したと云えるだろう。

度成長と自然科学部門の発達と比較して、人文社会科学の立ちおくれはまことに明瞭で、史料保存体制の整備も、地方史研究の盛行にもかかわらず、具体的成果は大きいとは云えない。

近來の構造改革の進行、具体的には、都市・道路網開発・農村の過疎化という現象のなかで埋蔵文化財・地方文書の湮滅は深刻で、明治以後今日ほど「史料の危機」を感じる時代は、他に多くはなかつたのではなからうか。

この原稿を承諾した直後、送られてきた「歴史学研究」(三二八号)で木村礎氏の鋭利な「史料保存運動の現段階」の分析を読んだ。本稿ではこの現段階をふまえて、史料保存の将来への展望を広げてみたい。

学術会議が政府に「歴史資料保存法」を勧告したにもかかわらず、各省で、これを受けて立案し、勧告の線にそつような方向に進んでいないことは、木村氏の前掲稿によつて明らかである。壁に当つた今日の段階

で、これを打破つていく方向は、二つの面から考えられる。一つは議員立法による方法と、政府への請願の提出である。これは、下から上への働きかけである。もう一つの方法は、各自自治体ごとに「歴史資料保存法」の制定化を促進することと、「文書館」を現実に建設する運動を展開していくことである。

しかし、この二つの方法は、別個のものではなく、たとえ「歴史資料保存法」が制定されたとしても、地域における文書館建設の強い運動に支えられていないと、文書をつめこんで置く倉ができる程度で終つてしまふ可能性がある。だから古文書館建設は常に市民的運動に支えられていることが大切である。

二、私擬「歴史資料保存法」案

それでは、作られるべき「歴史資料保存法」は、どんな内容か盛り込まれるべきであろうか、従来のさまざまな提案を整理して取り入れた私擬「歴史資料保存法」を述べてみたい。ところでここにいる「歴史資料」とは、学術会議が便宜上を使用した用語で、内容は古文書をさしている。

と同時に、古文書の保存の原則を法制化するわけであるから、この保存方法―文書館建設を促進する意義を

持つものであることは当然のことであらう。

(1)保存は原則として、その文書ともつとも関係のある地域におかれることは、現地保存主義の立場から従来いわれていたように、まず確認されなければならない原則である。しかし、これも、原地が現地かで、史料によつてはかなり問題が出てくる。

たとえば、ある村の史料の所蔵者がいつかの時代に別の地に移住された場合は原地(もとの地)に置かれることが望ましいが、現地主義である場合には所蔵者の現住する自治体の文書館に収容されることになる。また、町村の分離合併の過程をへてA町の役場史料が、B村にあるという場合もある。また、A藩の大名文書

が、旧大名の現住する別の都市に保存されている例もかなり多いはずである。こうした場合、所蔵者の保存場所の意志を尊重する以外に方法はない。いうまでもなく、文書は所蔵者の財産であるから、これを強制収容することはできないし、してはならないのは当然である。

だが、この「歴史資料保存法」のなかでは、法律の規定によつて行なわれる調査には協力し、保存と利用には協力することが望ましいという

一か条は付記すべきであろう。
(2)法には、市町村に対し義務づける項目を盛りこまないとザル法になる心配があるが、どんなことを法律によって義務づけるか、次のようなことが考えられる。

(1)区域内の文書の調査と目録の作成
成公刊

(ロ)寄託をうけ、散逸・売却のおそれある物は、これを買上げて保存利用に供しなければならぬ。(購入という場合、現在の地方財政のなかでは、かなり困難がともなうから、県・国が、購入資金を援助する一項も考慮する必要があるろう)

(イ)保存に関しては、文書館を設置しなければならぬ。

(3)都道府県の義務

(イ)区域内文書の目録の集成と公開

・公開

(ロ)区域内文書の保存利用の連絡と調整

(イ)都道府県の公文書の保存整理・公開

(4)国の義務

(イ)国の所有する文書の保管と整理
・公開(これは現に国立公文書館の機能に該当する)。

(ロ)全国の文書目録の刊行と公開
(ハ)都道府県相互の連絡調整

(ニ)地方公共団体に對し、施設の設置と管理に對し補助金を交付する。

(この項目は、全国的に文書館を早くに展開させるためには、もつとも必要な事項である)

(5)専門職員の資格と養成

この件に関しては、別の法律をさしずめ文部省の所管事項として、立案施行を具体化させねばならない。

この専門職員については、資格・養成ともに、さまざまな問題がある。

現在、古文書整理に當っている人々のほとんどは、経験にたよつてなされている。図書のような十進分類法があるわけではないから、誰でもやれるというわけにはいかない。近世

・近代の古文書分類体系が確立されていないから、その職員の長年の経験による知識だけに支えられているからである。さまざまな古文書を数多くみてきた体験で整理されてきたから、単位を修得したという形式上の資格だけではどうにもならない。

大学で日本史学科を卒業したというだけでは、使えないのである。しかも文書が読めるという基礎ができていなくては、役に立たない。かなり質の良い人でも、一人前になるには

大学卒業三年はかかると思わなくては

はいけない。そうすると当然に、大

学院修士を日本史で卒業した者になるが、この修士の卒業生の数は、それほど多くはなく、しかも全部が文書館勤務を志望するわけではない。

博物館の学芸員・図書館の司書コースのように、大学卒業資格を有し

一定の単位を履修し「文書士」(但筆者の仮称)の資格を持った者という

ことに落ちつくことであろうが、この文書士が資格修得後に、実務に即応できるようにするためには、近世・近代古文書学(または史料学・史料整理法)を打ちたてなければならぬ。

さて、以上が「歴史資料保存法」に盛りこまれるべき内容の私案であるが、筆者は法律家ではないから、法案を提示したのではなく、こういう事柄は入れるべきであろうということ

を述べたにすぎない。

しかし、ここに、どう記しているか、自分でも解決できない点を落している。そこで、この落した点の釈明を試みておこう。

1. 最近、ある文書館の勤務者が

中高の教員に配置転換された事件がある。文書館員として、また研究者としての自覚をもつて勤務していた

者が、突如として中高教員に配置転

換という事態は、本人にとって全くの人生の百八十度方向転換にひとしい。文書を整理する者は、研究者としての自覚なしには存在し得ないのである。にも拘らず、官僚機構の隠微な人事のなかで生涯の方向を

決定的に狂わせるようなことがあつてはいけない。このため、文書館員を研究職とすることである。しかし、「文書士」を学部卒とすると、学芸員・司書と同じく研究職とは認められない可能性が高いという現実の壁があるのである。

2. 都道府県(以下府県と略す)文書館には、管轄機関の公文書だけを

収納し、他は市町村文書館に収納することが、理想的であるが、現実には、府県文書館の方から設置され、

しだいに市町村に波及するであろうから、早く建てられた館から収納が

始まり府県のように予算の多い館が、先に買い集めてしまう可能性があり、

所によつては、近世村方文書は、村にはなく府県文書館に收容されてしま

う場合が多い可能性が考えられる。しかも、いったん収納された文書を

移管するという手続は大変にむづかしいので、これも市民的運動で現地主義の原則を貫くこと以外に対策はないように思われる。

3. 私案では国の義務として国立公文書館に中心的機能を付与するよう述べたが、日本の官僚機構の体質のなかでは、逆にこのことが、民主的な保存体制を著るしく阻止するおそれがある。このためには、図書館体制における図書館協会のような、全く連絡調整の機関にとどめる機能をもつ性格の協会が、ある段階で、自然に必要に応じて各図書館の要請のなかから生まれることが望ましいように思われる。

以上の三点を、自分なりの未解決点としておきたい。また、これはあくまで私案であるから、さらに民主的討論をへて、これが煮つめられるたたき台として利用されれば幸である。

三、危険な現況

こうした文書館体制が、一応全国的に展開し確立するのは、法が発令されてから、十年ないし二十年はかかると思わなければならない。しかも、なお、この法は、現実以上に程される段階には、なお年月を必要としている。こうした現段階で、文書館体制とは異なった方向の学術体制、歴史資料保存体制が、国家の手によって進められつつあることは、木村氏の報告（「歴史学研究」三二八号）

で明らかである。この方向を暗示している二つの最近の動向を指摘しておこう。

(1) 歴史民俗博物館が、千葉県佐倉市に政府のお声がかかりで設立される準備が進められ、仄聞するところによると百億という巨大な予算で構想されているという。この歴博を中心とする中央集権的な史料保存体制のもとで、中央に史料が収集されていくおそれがあることである。

(2) 近世史料を中心として収集保存に当たってきた文部省史料館が、本年四月から、国文学研究資料館の附属設備になることが決定した。国文学の研究とは直接的に結びつかない近世の史料館が、附置設備になるということ事態が、すでに疑問である。この史料館を佐倉の歴博に吸収して、中央集権的史料官没体制を採用するための布石のように読みとれるのは、筆者の臆測だけではないように思われる。

以上のような動きから、「歴史資料保存法」が、棚あげされて、史料現地主義という研究者の要望が、ゆがめられるおそれがあるということ、を充分の警戒心をもって、対処しなければならぬだろう。

四、地方史研究上の提案

最後に、二つの提案を試みたい。

(1) 日本の文書館建設はどうあるべきか、文書館の機能・職務などはどうあるべきかについて、原則論や理想だけでなく詳細な運営方法も含めたプランを作る必要がある。筆者は数年前、国立公文書館設立にさいし、日本歴史学協会の特別委員として、この促進に、大久保利謙委員長のもとで若干の関与をしてきた。そのさい、総理府の担当官から、作られるべき公文書館の人員は何人位が必要か、書庫・閲覧室・整理室などの面積はどの程度を必要とするかを問われた。そのさい筆者は外国の例とカンで答え、面積割出しの算定基準もなく具体的根拠もないで大きな数字をあげてきた。後にあって総理府の作成した計画書を見ると、平均一冊当りの史料の厚さから精密な書架の長さを割出し、利用者の数を各国の事例から算出しその空間量から閲覧室の面積を算出するなど、さらに必要人員も一日の処理能力を計算して割出すなど、詳細で実証的な計画書を見て、筆者は正直なところ負けたと思った。これを官庁の予算獲得のための形式主義と片づけるのは簡単だが、われわれが文書館運動を進めるためには、これでは

お役人に負ける。われわれも具体的な算出基準を持った詳細なプランを持たないと結果的には官僚に成果を吸いあげられてしまうおそれがある。このためには、さしずめ地方史研究協議会あたりに中心になっていただきワーキンググループを作り作られるべき「文書館」の青写真を造っていただくことを提唱したい。もうそういう段階に達していると思う。

(2) 地方史研究の盛行にともない、各地で発行される地方史誌（雑誌）・地方新聞・区市町村史・区史・産業史・地方史料集・同業組合史・伝記・要覧・統計書・郷土史目録などの刊行物を専門に収集保管して、そこへ行けば、明治以来のそうした刊行物の大部分があるといった「地方史文献資料館」の設立を国立で建設する運動を提唱したい。

われわれは、こうした文献を求めて苦心することが、かなり多く、このため交通費と時間をかけて各地へ出るむだをしている。建設地は交通の便利な、東海道新幹線沿線にでもできればよいと思う。

以上、将来計画を描き出し、非現実的とみられるかも知れないが、場当たり解決法ではない遠大な方向を考えたいたいものである。（筆者は立教大学教授・日本学術会議会員）



福井県下の古文書所在調査

舟 沢 茂 樹
(福井県立図書館 司)

(1) 県下における古文書の現況

福井県下では約千二百カ所の古文書所蔵者が確認されており、その古文書の量は十万点を下るまいといわれている。

近年、生活環境の激変にともない古文書の散逸・移動が著しいが、最近の実例をいくつかあげると、散逸の例では、近世から近代にかけての三国(坂井郡)の豪商家の文書が東京の古書店に売却されたといわれており、移動の例では、「南条郡古文書目録」に収録されている池端家文書(今宿村)が神戸市内に移転していることがわかった。また、昨秋のことであるが、北陸道鯖波宿の石倉家文書が石川県の「江戸村」へ流失直前当館に入手した事例もある。

これらのごく最近見聞した数例にすぎないが、このような事例は枚挙にいとまがない。それを防止するために公的機関が積極的にのりださざるを得ない状況であるが、当県にはしかるべき専門機関もないので、県立図書館がその代役をつとめなければならぬ。

散逸・移動を防止するには、まず

古文書の所在を明らかにしなければならぬが、そこで当館では昭和四十六年度より三カ年計画で県下における古文書の所在調査を実施することにした。その調査がようやく軌道にのりだしたというのが昨今の状況である。

(2) 古文書調査の沿革と今次調査の目的

当館がこれから実施する古文書所在調査は、これまでに行なわれた諸調査の成果を十分に利用しながら効率的にすすめられなければならない。そこで現在までに県下で行なわれた古文書調査の沿革について簡単にふれておきたい。

福井県における最初の総合的調査は、福井県史編纂事業の一環として大正五〜九年にかけて行なわれていたが、県下で文書二百四件(三千四百六十七通)・記録五百八十九冊を採集している。その内容は「福井県史編纂所史料目録」(「福井県所在別郷土誌料綜合目録第三集」所収)によつて明らかであるが、採集史料

(謄写本)は残念ながら昭和二十三年の災害(震・水害)によつてすべて失われた。

上述の調査が戦前の代表的事例だとすれば、戦後に実施された代表的な例は、昭和三十五年より昭和四十四年にかけて行なわれた京都大学国史研究室(小葉田淳氏)の調査である。京大調査の成果は、「敦賀市古文書目録」(昭和35)、「南条郡古文書目録」(昭和35)、「武生市古文書目録」(昭和37)、「丹生郡古文書目録」(昭和37)、「大野郡古文書目録」(昭和41)として刊行され、越前地方の研究に欠かせない基本資料となっている。坂井・今立両郡の目録も近く刊行されるというが、しかし、京大の調査は県下全域にはおよびなかった。越前地方はその約六割が調査済みといわれており、若狭地方は「若狭漁村史料」(福井県立図書館・昭和38年刊)にその成果が発表されているものの表題が示すように中世・近世初期の漁村史料に限られている。

当館の調査は、前記諸調査の成果を十分に活用し、さらに新史料の採集によつてそれを補足し、また、既知の史料の追跡調査でその散逸・移動の状況を明らかにすることを企図している。さらに、調査の過程で散逸・移動の恐れある史料があれば購

入・寄託・写真撮影等によつて当館に収蔵することを考慮している。

(3) 調査計画と実施状況

県下全域の古文書所在調査を昭和四十六年度から三カ年計画で実施するため、知事選後の六月補正で予算要求したところ別表のように郷土資料調査整備費として認められた。

科目	昭和46年度額 算定	備考
報償費	180	調査員手当月額(1名分)2千円
旅費	280	調査員旅費
消耗品費	35	調査者への記念品代
食糧費	20	
印刷費	20	調査書用紙
印便	5	
備品購入費	750	古文書10万円 マイクロフィルム65万円
合計	1,290	

古文書調査の方法としては旧郡単位で十カ所の調査地区を設定し、各地区に一名の調査員を置いた。

調査員は、古文書調査に経験豊かな高等学校の教員を委嘱し、担当地区内に自宅、もしくは勤務校がある人を選んだ。いうまでもなく担当区内の文書について情報を得やすく、また、調査の便宜を有するからである。調査員は地元教育委員会・郷土誌編纂団体・郷土史家と連絡をとりながら調査をすすめている。

古文書所蔵者を採訪した調査員は調査の完了後別図の「史料所在調査書」を事務局に提出する。調査書は目録の記入にとどまらず、史料の内容（所蔵者の社会的地位・史料伝来の経過・史料の特色等）を明らかにし、地方史研究の参考に資すること

史料所在調査書				主要史料目録							
家文書		調査委員名		昭和	年	月	日	史料名	成立年	冊数	備考
所蔵者	調査年月日	所在地	保存状況								
所蔵量											
参考文献											
備考											
史料の内容											

をも意図している。これらの調査書によって昭和四十九年度には「福井県古文書所在調査報告書」を刊行する予定である。

さて、昭和四十六年度における実施状況であるが上述のように六月補正予算で可決されたので、その実施も年度途中の七月からとなった。昨年十二月で六カ月を経過したが、その成果は百八十二カ所の古文書所蔵者を採訪し、八十八通の「史料所在調査書」を得た。期間中調査員一名が月平均三回の史料採訪を行なったことになり、校務多忙の余暇利用という条件を考えると予期以上の好結果だといえる。各調査員からの管内古文書分布状況報告の集計によると県下には千二百十家の古文書所蔵者が確認されている。現在の進捗状況が今後も維持できるならば三カ年後には、精度の高い調査は困難にしても所蔵者の総点検はできるものと考えている。

今回の古文書調査がその所在確認・内容調査のみにとどまるものでないことは既に述べた。散逸防止の対策として古文書の購入・写真撮影を並行して実施している。冒頭にあげた鯖波宿の石倉文書は、調査員の通報によって当館が購入できたものであり大きな成果であった。調査員の協力によってマイクロ・フィルムに

収めた史料も数家ある。鯖江藩の大庄屋である福岡家文書、福井城下の町方史料上田家文書、南条郡今泉浦の西野家文書がそれである。

六カ月間の成果をもちより去る一月二十九日に調査員と事務局の打合会をもったが、その席で史料採訪の要領・調査書記述内容の統一等、懸案を解決するために研究会を三月中旬に開催することをきめた。第一回の研究会は「若越古文書の特質」をテーマに高沢裕一氏（金沢大学）の講義・演習を予定している。高沢氏は、京大國史研究室の一員として若越の古文書調査に参加されており、その学殖と豊かな経験は調査員に今後の方針を示してくれるものと期待している。

(4) 調査の問題点と対策
最大の問題点は調査員の不足である。調査員は、少なくとも各郡に一名が必要であり、（越前八、若狭三、計十一郡）広域の郡では複数の調査員が求められている。そこで昭和四十七年度予算において十五名を要求したが認められなかった。調査最終年度の昭和四十八年には是非実現させたいものである。
調査員につき問題点は協力員のことである。古文書調査は調査員のみでよくなしうるものでなく、協力者

が必要である。この対策としては昭和四十七年度中に追加予算で延二百四十人の協力員手当（一回につき千円）を要求するよう検討中である。

ところで古文書調査と並行して実施している史料収集についてもそれを積極的に行うならば古文書購入費の予算十万円は少額にすぎよう。しかし、それにもまして問題となることは、現在の県立図書館の施設・職員数では収集史料の整理・保管・閲覧が不可能なことである。

最近、県立図書館に文書館を併設する傾向がみられるが（山口県文書館、埼玉県文書館・長崎史料館等）福井県においても早急にその実現が望まれる。文書館を設立し、地域古文書の散逸・移動を防止するとともに、古文書所蔵者に対してその保管に関する適切な指導・助言を行うことは目下の急務といえよう。当県においても公費によって古文書所在調査を行なう段階にいたったが、このことはその機が熟したことを物語っているのではなからうか。



大量資料段階の資料館・博物館の建築

中村 俊 龜 智

ここで大量資料とは、具体的には、近世の文書、考古資料、民俗資料などのことである。これらの資料は、例えばある遺址での出土品が一括して保存されていなければならぬのと同じように、原則として発見されたときの状態をなるべく崩さずに、整理したり収蔵したりしなければならぬものである。こうした資料をこゝでは、仮に、大量資料と呼んでおこう。ところで、一時代前の資料館・博物館と違って、近頃出来るそれらの施設では、たいてい、この大量資料を扱うものがほとんどである。何故そうだったのか、それは決して理由のないことではないが、それなら今の時点でそういう大量資料を処理するのにふさわしい施設の方式が完成しているかといえは、印象では、まだ研究すべき余地がたくさん残されている。それは私たちにとつても無関心ではいられないことである。

一、民家を使う

個人や市町村で新しく資料館・博物館をつくらうとする場合、割合たやすく作れて、皆からもよるこは

れるのは民家を移築し、あるいは借りてきて、そこに考古資料や民俗資料を展示するという方法である。例えば小金井公園の都の武蔵野郷土館の名主の家がそうであり、滋賀県東浅井郡浅井町鍛冶屋の七りん館は主屋（草葺三八坪余）を生活用具の展示に当て、瓦葺六坪の土蔵には二階に蝨具を、そして階下には昔の江州鋤の鍛冶場をそのまま再現している。埼玉県立さきたま資料館（さきたま風土記の丘）でも附近の農家二棟を移築し、その土間に生産用具や生活用具をならべて展示しているし、秋には藁細工やお米のとりいれなどの実演もしてくれる。とくに、経済的にも成功している例としては飛騨高山の民俗館がある。このような試みが成功している理由としては次のことが考えられる。第一に民家は所によって、構えから間取りまでみな違う。民家はそれ自体、風土地域性をもっているのである。それだけで結構面白い。第二に民家はもともと生活用具や生産用具の容器としての性格をもっている。そこに民俗資料

を展示したからといって、展示する場所と物との間にさして大きな違和感を生むことはない。生活の用具をありそうな場所にありそうにおいてやることによって、民家も生きてくるし見に来た人はその家の人の生活をあれこれと思いめぐらすことができる。第三に民家は比較的詳しく研究されていて、民家を移築してくる場合にも、その研究の成果を参照することができると思う。ところが民家を展示の場として利用するためには幾つかの注意が必要である。川崎市立日本民家園の古江亮仁先生によれば、第一に管理の問題がある。火災の心配、これは常につきまとう。先生の民家園では消火栓のほかに、建物の四隅に補助消火栓を敷設して万一に備え、また近くのお年寄りにきてもらって、絶えず拭き掃除をしてもらい、炉では火を焚いてもらうという。第二に、民家も一つの文化財であり民俗資料である。そういう資料を展示の手段として使うことがよいか否か、それにも問題がある。すくなくとも、民家を展示に使う以前の状態、改造したとすれば改造状況など「現状変更」についての記録はきちんと作っておかねばならない。それに、第三に民家のなかでの展示法は鉄筋の建物での展示法ほど研究されてはいない。仮に資料をむき出しに

しないで展示したいとすれば、これは一寸難かしい。また、民家のたずまいを本当に生かすには環境を撰んでやり、環境が将来どう変わって行くかまで考慮してやる必要があるというに思われる。この民家を使うという場合の一つの変形として、明治大正時代の庁舎、学校、銀行、店舗などを利用する方法が行われている。その場合には改装に案外手間がかかること、おかれる民俗資料と建物とのかねあいなどが問題になる。

二、収蔵庫

お寺や神社の一隅に収蔵庫をたて、そこに資料をいれる方法、これは現在でも勿論各地で試られている。その場合の収蔵庫の建物の問題点については、またいずれ述べることとして先をいそごう。

三、市立博物館の場合

以上の二つの型の資料館・博物館より、や、規模が大きいものとしては、各地の市立博物館が考えられる。そのよい例としては、長野県上田市立博物館と都下八王子市郷土資料館がある。上田は人口九・三万、八王子は二二万である。

イ、上田市立博物館

現在の建物は昭和四〇年六月の竣工で、鉄筋二階建て、この地方の蝨室の形をうつしたものである。切妻の大きな屋根の上の空気抜きは越屋根、太い柱、白

い壁などが印象的である。もともとこの博物館は上田城の二つの隅櫓で開館していたが、次第に狭くなったこと、隅櫓が重要文化財に指定された資料（そのなかには蚕具と染屋焼の二つの重要民俗資料が含まれている）をおいておくのが好ましくない現在の建物がたてられた。その際、周囲との関係（敷地が史跡）から建物の形が決ったという。建物は第1表のように三つの部分からなっている。一階中央のホールをはさんで右側が展示室、左側が事務室と考古資料の展示室、二階の右側（展示室の上）が収蔵庫、左側が新収資料など特別展示室。中央が資料処理のための研究室である。展示室では藩制史料の展示と民俗資料の展示が行われているが、年三回、一度そこを片付け

第1表 上田市立博物館

区分	左部分	中央	右部分
2階	特別展示室	研究室 ↑ ホール	収蔵庫
1階	事務室 ↓ 考古資料展示室	ホール	藩政史・民俗資料展示室

矢印は人と物の流れを示す。

て、特別展が開かれる。平面は外観と同じように、すっきりと整理されていて、展示場の大きさも手頃だし（一階の二展示室で二五二平方メートル、夏の一番多いときで平均一時間五〇人余の人たちが利用している）それに、陳列はすべてガラスケース（作りつけの壁際のケースと中央の低い四方ケース）で、むき出し展示はほとんどなく、部屋の見通しもかなりよい。二階の収蔵庫も展示室と全く同じ考え方で、壁に棚を作りつけ、まんながあけてある。展示室の上部中央は吹き抜けにしてあって、自然光を採りいれるよう工夫されている。しかし、念のため伺ってみると、この建物は、外観的な制約からであろう、二階の研究室に窓がなく、夏使用にくいこと、また、当初の計画では古文書を考えにいられていなかったこと、収蔵庫が狭くなりつつあること、古文書を扱ってみるとマイクロナどの設備がほしいこと、またトイレが外にあることなどや、不便であるという。それは設計の問題ではなく、出来上ってから七年の間に、この博物館の性格が大量資料段階にふさわしいように変っていったのだと考えたい。とくに、市町村の資料館・博物館では（県のように専門の文書館をたてるということは難しいかもしれないから）考古資料・民

俗資料、そして近世資料が同居するという場合がこれからもおこりうるのではなからうか。口、八王子市郷土資料館 昭和四一年一〇月東京オリンピックを記念して建てられたものである。こ、は上田のように、そばにお城があるわけではなく（もつとも近くに後北条の八王子城、隣りは市民会館がある）建物の延面積も上田の二倍あり、みる人はこ、だけが目的であつてくるわけである。建物は、縦割りしてみると、南半分が展示室、北半分が事務室・集合室、それに二階の特別収蔵庫（有名な考古学の井上コレクションがおさめられている）。一階の特別展示室、そして地下は最近

第2表 八王子市郷土資料館

区分	左部分	右前部分	右後部分
2階	考古資料展示室	集会所 ↑ ホール	特別収蔵庫 ↑ 研究室
1階	八王子他郷土史料 展示室	ホール ↑ 事務室等	特別展示室
地階	考古資料収蔵庫	民俗資料収蔵庫	

矢印は主として人の動きを示す。

高速道路や団地の造成で発掘された膨大な考古資料と、それに民俗資料の収蔵庫に当てられている。南半分の展示室部分は中央に階段があり南半分だけでまとまった空間を形作っている。こ、もまた、壁際はウインドケースで、大部分の資料はむき出し展示をしないでむき出しに計画されている。特に二階のケースには、さすが研究の中心地だけあって、縄文・弥生・土師などの優れた資料が展示されている。上田と同じようにこ、に働く人たちは館長を含めて六、七人である。自然、地域の考古学会や民俗研究会、地方史研究会などの人たちとも力を合せて特別展を開いたり、出版物を公刊したりしている。

四、県立博物館の場合
それが県立博物館の場合となると建物自体にかけるお金の額も何倍、または何十倍だし、さすがに働く人の数も格段に増してくる。しかし、そこには前の三つの型ではみられなかった各種の高次の？要求が複雑に絡み合う。そのような県立博物館の例として、昨年あいついで開館した北海道開拓記念館と埼玉県立博物館をあげてみよう。この二つは、規模の上ではほとんど同じであるが、館自体の機能や、その表れとしての建物のあり方などは、対照的である。

イ、北海道開拓記念館 第3表のよう

第3表 北海道開拓記念館

区分	左 部 分	中 央	右 部 分
2 階	常設展示室 オーディオ	ホール	特別展示室
中2階			食堂 機械室
1 階	常設展示室	グランドホール	記念ホール 会議室 事務室 応接館長室
中地階	收藏展示室 書庫 情報処理関係	保存化学・光学等 分析室・スタジオ	受付 講堂・集会室・教室
地 階	收藏庫(積層) 作業室 機械室 変電室など	荷解室	除鉄装置 そのほか

実線の矢印は人の流れ、点線矢印は物の流れを示す。

に建物は大きく三つの部分から構成されている。元来、この建物には二つの要求がもられている。一つは建物自体、記念塔や周囲の野幌原生林とともに記念碑としての意味をもつこと。もう一つは北海道の夜明けから開拓の時代、そして現状まで、展示やその他の資料から、北海道の歩みをふりかえることによつて、これからの北海道のあるべき途を考へる場とすること、従つて、そのための資料収集保存の施設となること。そして中央のホール・右手の記念ホールは第一の要求を具体化したもの、その他の部分は第二の要求を表したものとみることができ、第二の部分で、まず注目してよいのは資料処理部門である。そこには電子顕微鏡やX線装置をはじめ、マイクログラフや各種の現像室、大学や大学院の講義をこゝで分担してもよいのではないかと思われ、分析設備、情報処理のための設備がととのえ

られている。調べてみると、こゝでは一九九人の学芸員のうち一六八人が資料の収集と管理部門に投入されている。このような設備と体制からみて、この博物館は単なる博物館ではなく一種の調査機関をかかえている。「生きている博物館」、「絶えず生き生きとして動いている博物館」なのである。収蔵庫は積層式で地下にあり、その点多少の心配がなくもないが、とにかく、全道からの生活用品・生産用具がおいである。その資料一つ一つについて裏付け調査をし、図版を作り、解説をつけ、目録や報告にまとめてゆくだけでも大変な仕事が残されているわけである。この外、こゝには一般に常時公開している「収蔵展示室」が設けられている。そこでは下が引出し、上がウインドの棚がならんでいて、誰でも上の部分にいれてある見出し資料をたよりにして、下の引出しから類似の資料を引出して研究することができ、一、二階の常設展示は北海道デザイン研究所の栗谷川健一氏と北大工学部建築学科の飯田勝氏の設計であるが、館長の犬飼先生の「開拓の歴史は文書によつて知ることができ、文書に現わせない開拓の苦心の跡を実物によつて知らせる」という方針が一貫してとられている。

口、埼玉県立博物館 これに対し、埼玉県立博物館の場合には、第一に県内・近県のすぐれた絵画・彫刻・工芸を鑑賞する場としての機能と、第二に埼玉の歩みを考古資料・古文書文献資料・民俗資料によつて展示することとの二つの要求が課せられている。見方によつてはこの二つの要求はかなり異質である。しかも、そうした場としての建築はこの場合一つである。ところが、民俗資料のなかには、こうした近代建築になじむものがないものがあり、そこでは建物となじまないものとの溝は、近代的な展示法・展示技術に則して埋めて行かねばならないと考へられる。建物は、第4表のように大きく三つの部分から構成されている。一つは鑑賞の場、ないし展示の場としての部分、もう一つは特別展示場と収蔵庫、事務部門などである。その継ぎ目の部分は季節の行事のコーナーに当てられている。収蔵庫は特別展示室をまんなかにはさみ、完全に上下二つに分かれている。上は鑑賞用の美術工芸品の庫、下は考古資料と民俗資料の倉庫、そして上は絵巻張りの豪華さ、下のくらの天井は確かコンクリの打ちっぱなしであった。なお、りっぱなくらを建てれば建てるほど、当然、人の出入りは厳重に制限されるようになる。ところが大量資料の整理や処理はそう簡

第4表 埼玉県立博物館

区分	左 部 分	つ な ぎ	右 部 分
3 階	学芸員事務室→収蔵庫		
2 階	図書室・応接室・館長室 特別展示室		
1 階	管理事務室 特別展示室 荷解梱包室	季節展示室	彫刻絵画工芸近代美術 の展示室 食堂 ホール
地 階	収蔵庫 スタジオ 作業室 空調機械室	変電発電室	考古歴史民俗の展示室 講堂 ホール

実線矢印は人の流れ、点線矢印は物の流れを示す。建物は実際には複雑な平面をもっている。開拓記念館と同じように埼玉県立博物館の建物もまた建物自体が一つの芸術作品なのである。なお、建物についての以上のような分析は、建物（の構造）を各種の関係の集合として、その関係をたどるといふ発想からきている。

単に終るとは限らない。そこで、本当のくらしと研究員・学芸員の部屋との間には資料を整理したり調査したりする相当広い場所が用意されていなければならないのではなからうか。

八、山形県立博物館 県立の博物館には、以上の二つ博物館を両極として、その間に種々の型が考えられる。例えば、その県なり地方なりがどのような自然条件の上に成立しているか、どのような資源に恵まれているか、どのような文化遺産があり、どのような生活習慣が行われてきたか、端的に「何々県とは何か」、そういう問題を改めて考え、改めて紹介する場があつてよいと思われる。そのような企画をそのまゝ、博物館の

平面にうつしたのが山形県立博物館である。二階にはまんなかのホールと窓際の細い道路を結び目として、二つの部分がある。その右側は山形の自然（地学・動物・植物、とくにそこでは生態系・分布が中心課題）、左側は考古資料と民俗資料による山形人文（考古は文化の累積変遷、民俗は生活の型が中心課題となる）の展示である。それに、特別展示として、郷土のすぐれた民衆工芸と鳥類学の石沢コレクションが展示されている。一階は事務部門と研究室、および、収蔵庫である。

五、その他

第5表はこゝで取上げた博物館のうち四例について、因みに平面図の上からその各部分を割出してみたものである。建物が大きくなるとその建物を維持してゆかため機械室などが必要になつてくるけれど、展示の面積を一とした場合の他の部分の割合は、この四例では不思議に一致している。ただし、これがよい線なのかどうか、それは速断できない。なおまた、学芸員の詰めてる部屋は、概して、展示室や収蔵庫とは離れた場所におかれてる傾向がある。これも一理あるけれど、最近では、私はむしろ逆の行き方（研究・学芸部と資料館・博物館を利用する人達とが直接つながる建物の構想）を考

第5表 各部分の割合

諸項 館名	落成年月	延面積 m ²	総工費	展示室を1としたときの割合					
				収蔵庫	資料処理	事務室	講堂教室	ホール	食 堂
上田市立博物館	40.6	684	2千万	0.46	0.15	0.11	ナシ	0.2?	ナシ
八王子市郷土資料館	41.10	1,507	6千万	0.45	0.05	0.11	0.16	0.2?	ナシ
埼玉県立博物館	46.10	10,964	13億	0.38	0.13	0.15	0.14	0.33	0.15
北海道開拓記念館	46.4	12,945	15億	0.38	0.11	0.12	0.34	0.20	0.15

えてみる。もっともこの問題処理するためには資料館・博物館のあり方、社会的使命を基本的に考えなおして見る必要が生ずる。そこまでは私の領分ではないのだけれども、おわりに御教示をいただいた資料館・博物館の諸先生に心からお礼を申し上げたいと思う。



茨城県歴史館建設の現況

川上 宏 昭

(茨城県教育財団
業務課課長)

茨城県では、明治百年を記念し、急速に失なわれようとしている茨城県関係の歴史的資料を、収集、整理保存し、調査研究するとともに、広く一般に公開して、県民の教養の向上や専門的な学術、行政等の研究に役だて、県の飛躍的發展の基礎をつちかう目的で「茨城県歴史館」の建設を計画し、現在、財団法人茨城県教育財団がその建設業務を担当している。本館完成予定が昭和四十八年三月、付属施設および庭園等を整備し四十九年度はじめに開館することになっている。四十六年九月本館起

工式を行なうまでに実に四年間の準備期間をおき、準備調査委員会、建設委員会等により基本構想、基本設計等の検討を積んできた。あとからはじまった他県の施設がさきに開館するということもあつたが、本県の場合はあせらず準備段階にじゅうぶんな時間をかけたことが特徴といえよう。その理由としては、茨城県歴史館が文書館的な機能と博物館的な機能

をあわせもつ特殊で画期的な施設であるため、それらの機能を施設設計面および館の組織面等でうまく調和させる必要があつたからである。本館設計にしても、あくまで使やすさを主眼にし、設計事務所がやや自由にアイデアを発揮できたのは外観ぐらゐのものであろう。

建設敷地は、日本三大公園として有名な偕樂園にほど近い台地（県立水戸農業高校あと地）約八六〇〇〇㎡、本館のべ面積は約六五〇〇〇㎡である。総事業費十数億円、文化財として価値のある民家や学校の建物等を公園化し、偕樂園との一体化をはかることになつてゐる。

歴史館建設の生命ともいふべき資料の収集については、現在、教育財団業務課が担当し、六名の専門職員が四十五年度に建設委員会が策定した資料収集基本方針にもとづいて資料の収集を行なつてゐる。さらに、その成果をあげるため専門領域別に

完全は無から出発したため、資料収集には大変苦労をしてゐるが、昭和四十四年度から現在までに、寄贈寄託、購入を合わせて文書類約一万五千点、考古資料一千七十一一点、民俗資料一千三百八十七点、美術工芸関係資料一千二百四十九点、近代文学資料二百点、参考図書五千五百点、総計約二万五千点の資料を収集してゐる。資料の収集にあつて特に留意してゐる点は、寄贈を第一に考え、次に寄託、やむを得ない場合にのみ購入することにし、資料所蔵者の間におかしなアームを巻き起こさぬようにするということである。

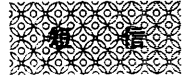
資料収集は頭と足で…をモットーに専門職員が連日苦闘してゐるが、資料の所在や移動の情報キャッチが困難なこと、資料所蔵者を訪問することによつて価値を再認識させ前よりも交渉しにくくなること、民俗資料、美術工芸品などについては業者の介入がかなりはげしいこと等々、前途に種々の障害が横たわつてゐるが、六人の侍は敢然としてそれに立ち向かつてゐる。

また、昭和四十六年度には、専門職員の資質向上をめざし、東京国立博物館、文部省史料館、東京大学史料編さん所等へ長期研修のため職員を派遣し、それぞれの機関において懇切なご指導をいただけたことは大きな収穫であつた。

歴史館建設の生命ともいふべき資料の収集については、現在、教育財団業務課が担当し、六名の専門職員が四十五年度に建設委員会が策定した資料収集基本方針にもとづいて資料の収集を行なつてゐる。さらに、その成果をあげるため専門領域別に

しかしながら、教育財団の働きかけによつて、昨年八月、県等の文書整理保存規程の改正が行なわれ、保存年限がすぎ廃棄する公文書のすべてを教育財団（歴史館）に引き継ぐこと、保存または保管中の公文書についても、内容によつては主務課と協議のうえ歴史館に保管できるようになつたことなどは、資料収集に大きな励みを与えてくれたことになろう。

県民の「心のふるさと」としての歴史館をりっぱにつくるため、きょうも全員張り切つて仕事にまい進している。



多久市立図書館管理の 歴史資料の現状と問題

細川 章

(多久市立図書館)

多久市立図書館はもとも貧しい農村の公共図書館として存在した。蔵書五千冊余、職員一人で細々と地域の読書層に働きかけて行けば、それなりに意義のある施設であった。

然し、旧多久家の近世資料が現存していた以上、此の地で唯一の文化施設であったが故に其等資料に関わらずにはいられなかった。管轄で無いと拱手出来ないことに思えたのである。

旧多久家文書は昭和三十二年寄贈願いを申出て多久氏の快い御承諾を得た。資料の明細については当館発行の「多久家文書目録第一集」第四集の通りである。このあと、同三十六年、或機会から多久家家老であった鴨打家史料発見、翌三十七年明治初期戸長であった副島家にも相当数の資料が所在することが分った。此等は家の改築や甚しい破損があったので、保存の為の整理を条件にお願いさせていただいた。「多久家文書」の周辺資料として欠くことのない物である。昭和三十九年にな

場施設の転用に伴う改築で放り出されることになり、これも至急、車の間に合わぬ時はリヤカーを引いて搬入した。整理したら一万四千六百七十六点。「多久市合併前町村役場資料目録第一集」第五集である。

以上について、此処でその作業の困難さ、専門的知識の欠如故に屢々突当った諸々の技術的問題について述べようというのではない。図書館機能のみの点から見ても、貧窮の極みにある辺地の図書館が、蔵書数の数倍に及ぶ歴史資料を今後どの様に抱えて行くべきかという問題を提出したいのである。此の地区に記録された歴史資料はこの地区から引離すべきでないと思う。と云って、市町村段階で資料館新設など絵に画いた餅でしかない。実際に公共図書館運営と文書資料の間を一人で往復して

その取扱いの相違に戸迷うのである。歴史資料は民俗資料も含めて今こそ積極的姿勢で取組まねばならない。その為に図書館機能の若干の犠牲は止むを得ないものか。

古文書類の蒐集

桜木 保

(島根県立図書館)

島根県立図書館は昭和四十四年九月からそれまで県庁の地下に眠っていた古文書類を引継いで、この程ようやくその整理分類をおえた。内容は、①近世以前文書記録二二七八冊、②明治初期の行政ナマ資料二二六八冊及③刊本類一一六二冊であった。

①の近世以前文書記録二二七八冊は主として大正のはじめから昭和の初期にかけて旧県史編さんのため、県の内外から資料採訪した際の影写本及臨写本であり、②の明治初期行政ナマ資料二二六八冊は廃藩置県前後に各藩(松江・広瀬・母里・浜田・津和野及大森天領)から引継いだものを主とする。③の刊本類一一六一

二冊は松江藩校にあつた漢籍を主軸とするものである。中でも①はその後の社会情勢の変革などで旧所蔵者のうちその原本を所持しつづけている者がどれ程いるであろうかと疑問に思われる今日となつてはそれが影写本と雖もかけがえのない大切な地方史料となつている。以上のも

のを「県庁引継文書」とよんで図書館ではこれの一つの柱として今後の古文書蒐集の端緒としようとしていた矢先、今年になつてから県警本部に所蔵されていた「御徒関係文書」約二七〇点の寄託を受けたのである。「御徒関係文書」は松江藩の公文書としてこれ程多く纏つたものはない。これまでも研究者の間ではその門外不出を啣っていたもので、われわれ図書館人としても全く隔靴搔痒の感でこころ三・四年來その移譲を強くのぞんでいたものであった。眞の資料保存は、公共機関が充分な施設のもとに善良な管理をしながら研究者の便に供することこそ積極的保存というべきではないかと思う。「御徒文書」の内容は、1 公事記録 2 藩士の出自、家門、有職故実、黜陟 3 養子縁組届 4 在郷の山論、海境差練れ、以上の如くである。

なお図書館は昨年十一月池尻家文書(村方文書)約五〇〇点を入手したのであるが時々刻々散佚する運命にある生資料の蒐集こそ遅々とした急務ではないかと思うのである。

昭和四六年度新収史料紹介(三)

③は、マイクロフィルムによる収集を示す。

受託山梨県山梨市下井尻区有文書史料

本史料は区長持廻りの享保一〇年

作製郷帳箱に収蔵されている下井尻区有文書の内で大正期迄の殆ど大部分の史料を下井尻区のご厚意により当館に寄託されたもので、同区のご芳志に於いて衷心より深謝を申し上げます。又受託に當って格別の労を惜しまれなかつた下井尻区長松下政利氏、同区依田泰八氏に厚く御礼を申し上げます。

本史料は当館に収蔵されている同区依田家・井尻家文書の村方史料の欠を補うものである。内容は近世のものに正徳期検地帳・名寄帳、享保期明細帳、宝曆期人別改帳、宝曆一寛政期の五人組御仕置帳、寛延一寛政期の小入用帳、及び明和一寛政期の下見合関係、元禄一二年から天保一二年迄大略連続している免状などお明治期の免状も若干ある。その他に諸改書上、損毛、夫食貯、役人交替関係などが宝曆前後から寛政頃迄ある。用水関係は明和・幕末期に、入会関係は嘉永期にあり、両者共に絵図がある。入会山提札も一枚ある。なお享保・文化期の村絵図がある。明治・大正期のものは同区の収支、消防、鎮守、日露戦争関係などが主

要なものである。(収録点数二二二冊、一二九通、一四綴、七鋪、木札一枚)

④ 蝦夷松前家文書

本文書を含む以下四件の文書は、いずれも、四五・四六兩年度における、第一史料室による「旧大名家文書の所在調査」によって所在を確認し調査を施行したものである。調査の概要については、本誌第一二号および一五号を参照されたい。

本文書は、旧蝦夷松前(福山)藩主(三〇、〇)石 柳ノ間 家襲藏にかかると、すでに北海道史編修所において調査され、目録が作成されていたものであるが、今回、このなかから主要な史料を撰択し、複写したものである。領 関係史料は少ないが、前氏系譜類が多く、新前期前後の書上等がこれに次ぐ。前家当主による蝦夷地の地誌・風俗考証記録類が収められているのが本文書の特徴の一つであろう。(現藏者 横浜市神奈川区入江町一八九 松前之広氏。収録点数九一。三九リール 一、六四六コマ)

⑤ 下野国大関家文書

黒羽 羽元氏文書
大関氏(一八、〇)石 柳ノ間

は、下野国那須地方に蟠居した鎌倉時代以来の旧族。襲藏史料の一部は、栃木県黒羽町が寄贈を受け、その中心史料である「創垂可継」はすでに齎刻されているが、本文書はこれを除く同家襲藏史料の主要なものを複写したものであり、前記「創垂可継」の原史料に当るものが含まれている。

「家」関係では、「丹治比系伝」(文化一一 全一〇冊)をはじめとする系図・系譜類、「領知」関係では享保七年以降の都合帳・高辻帳・領目録等、明治初期中心の「家臣・家禄」関係史料、御用部屋あるいは御側日記と思われる「増備之記」、「増備之覚」約十六冊をはじめとする「藩政・財政」関係史料、維新期の諸達・願・届・伺類等、大関家・黒羽藩に関するほぼ網羅的な収集につとめた。

なお、織豊期前後の書状類(大部分写し)約一〇点、寛政一弘化年間の高柳家あて大関氏献納金請取書・金子借用証文約四五通があることも特記しておく。(現藏者 東京都杉並区上荻三一一〇一六 大関和雄氏。収録点数二二八。五リール 三、〇二八コマ)

⑥ 上野国秋元家文書

館 林 秋元氏文書
秋元氏(六〇、〇)石 雁ノ間
は、喬朝・涼朝等多く老中列座の例

ある譜代大名。秋元氏 館林藩関係史料は、四四年度に、館林市立図書館所蔵史料を中心にマイクロフィルムによる収集を行なっているが(本誌第一〇号参照)、今回は、秋元家襲藏文書を対象に、ほぼ全部を収集した。内容的には、前記の収集文書と類似し、系譜・藩事蹟・国替関係史料等が多いほか、甲州屋村・山形・館林・河越城絵図、寛永一九年「日光東照宮造営帳」(全三冊 写)を含む。(現藏者 東京都目黒区目黒三三三一一 秋元和朝氏。収録点数三八。二リール 八二九コマ)

⑦ 撰津国永井家文書

高 槻 永井氏(三六、〇)石 雁ノ間
関係文書は、在来、同市史編さん事業に利用されはじめるまで一般に知られていなかったが、今回、詳細調査の上、その襲藏史料の大部分を採録した。点数は少なく「系譜」(享保五年)一冊のほかは、「肥前国天吽一揆書付」(全四巻 約一〇〇点収録)がまとまっている。根本史料を多く収めているので、今後の内容分析に期待したい。(現藏者 横浜市緑区美しが丘三四五一九 永井直英氏。収録点数六。一リール 一五八コマ)

文部省史料館 『所蔵史料目録』 内容紹介
 行 『民族資料図版目録』

☒ 史料館所蔵史料目録

- 第一集 (昭和27年3月) 遠州嶋村山田家文書目録
- 第二集 (昭和28年3月) 遠州桑地村加茂家文書目録
- 第三集 (昭和29年3月) 伊勢国射和村富山家文書目録
- 第四集 (昭和30年3月) 阿波峰須賀家文書目録
- 第五集 (昭和31年3月) 雲州松平家文書目録
- 第六集 (昭和32年3月) 甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書目録
- 第七集 (昭和33年6月) 武州多摩郡連光寺村高沢分家文書目録
- 第八集 (昭和35年3月) 祭魚洞文庫旧蔵水産史料目録
- 第九集 (昭和37年3月) 出羽国村山郡山形宝庵寺文書目録
- 第十集 (昭和39年3月) 武蔵国幡羅郡永井太田村掛川家文書目録

武蔵国幡羅郡下奈良村吉田家文書目録

祭魚洞文庫旧蔵史料目録

第十一集 (昭和40年3月)

日本実業史博物館旧蔵資料目録(一)

絵画の部・地図の部・番付の部・

竹森文庫

第十二集 (昭和41年3月)

陸奥国弘前津軽家文書目録

第十三集 (昭和42年3月)

甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書目録

甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書目録追補

甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書目録

第十四集 (昭和43年3月)

摂津国大阪加鳴屋長田家文書目録

第十五集 (昭和44年3月)

常陸国土浦土屋家文書目録

土屋家家中久保家文書目録

秋元家家中福井家文書目録

第十六集 (昭和45年3月)

山羽国村山郡山形宝庵寺文書追加目録

第十七集 (昭和46年3月)

愛知県庁文書目録

群馬県庁文書目録

第十八集 (昭和46年3月)

出羽国秋田郡大葛金山荒谷家文書目録

第十九集 (昭和47年3月)

常陸国行方郡牛堀村須田家文書目録

第二十集 (昭和47年3月)

伊予国伊予郡上野村玉井家文書目録

☒ 史料館所蔵民族資料図版目録

第一巻 日本篇 (昭和42年11月)

生活用具Ⅰ……負い繩・鍋敷き・編み

袋・腰巾・背中当て・蚊遣火・槌

杓子・雪鋤・弁当いれ・火菜い

れ・鎌・鉋・その他

第二巻 日本篇 (昭和43年11月)

生活用具Ⅱ……籠・箕・その他

第三巻 日本篇 (昭和45年3月)

生活用具Ⅲ……田駄・下駄・輪標・

ツム・校・糸杵・膳・沖箱・煙草

いれ・行燈・背負梯子・杖・その他

第四巻 日本篇 (昭和46年3月)

商工関係用具Ⅰ……枡・金枡・算盤・

物指・錘・棹ばかり・天秤・弁当

いれ・菓子型・その他

第五巻 日本篇 (昭和47年3月)

生活用具Ⅳ……笠・草履

「文部省史料館報目次」

巻頭 (一) 号 (一六) 頁

創刊の辞……………吉里邦夫……………(一)

史料館の当面する問題……………(二)

この一年をふりかえって……………(一)

就任のことは……………小和田武紀……………(一)

史料館と研究活動の方向……………小和田武紀……………(四)

地方史の研究について……………鈴木寿……………(一)

史料館について思うこと……………石井良助……………(六)

一つの提案……………大久保利謙……………(七)

古文書館のことども……………宝月圭吾……………(八)

福井県古文書・記録の調査……………小葉田淳……………(九)

資料保存・利用問題の展開と文部省史料館……………木村健……………(一〇)

文部省史料館の役割……………豊田武……………(二)

郷土史料館利用の経験……………古島敏雄……………(二)

過疎地帯の史料……………杉本勲……………(三)

元禄の道程書上……………児玉幸多……………(四)

古文書の保存科学……………岩崎友吉……………(五)

私擬「歴史資料保存法」……………(一)

案と提唱……………林英夫……………(一六)

整理と保存……………(二)

「津軽家文書」の整理を終えて……………(八)

村方文書の整理と分類……………所蔵史料目録……………(五)

加鳴屋長田家文書の整理を終えて……………(四)

「所蔵史料目録」の作成を終えて……………(七)

あとがきの記……………鎌田永吉……………(九)

宝庵寺文書の収集と整理……………(三)

……………大野瑞男……………(一)

近世鉱山文書の整理……………大野瑞男……………(四)

民具収蔵庫の現況と問題点……………(一)

湿度管制……………(四)

民俗資料の保存管理(一)付葉……………(二)

収蔵原簿)の形式……………(三)調査葉……………(四)

四配架……………(四)評定……………(七)

「用途」の記載……………(八)形態の記録……………(九)

(九)製作……………中村俊竜……………(一〇)

史料整理と(参考資料)の収集……………(一)

近世史料の整理について……………藤村潤一郎……………(六)

……………原島陽……………(九)

史料集と索引……………原島陽……………(一六)

近世史料雑感……………大野瑞男……………(八)

マイクロフィルムの収集と管理……………(一)

……………藤村潤一郎……………(三)

資料:諸機関におけるマイクロフィルム管理の現状……………第一史料室……………(一)

商家の文書(一)……………鶴岡実枝子…二(8)	問題点……………三(13)	「トタン」考……………藤村潤一郎…七(6)	史料の複写・貸出について……………二(2)
「近世古文書学」問題点の素描……………	(二)同……………四(13)	持奇旦那寺について……………浅井潤子…八(4)	「史料館の内部組織等に関する規程」
農村文書(一)……………村方文書の性格……………	(三)史料整理状況と……………五(11)	豆州内浦史料における京銭……………	の制定について……………七(13)
農村文書(二)……………浅井潤子…二(6)	その問題点……………五(11)	公銀貸付と大坂「融通組合」……………	戸越の今昔……………浅井潤子…九(13)
県庁文書目録化に関する覚え書……………	(四)利用と管理につ……………七(14)	川柳と飛脚問屋十七屋……………藤村潤一郎…八(8)	史料館の所在沿革(一)・(二)・(三)・(四)……………
中間機構史料について……………鈴木寿…三(6)	所在調査……………	歴史と文学と……………鈴木寿…九(11)	山口県文書館の当面する二・三の問題……………
商家の文書(二)……………商業帳簿……………	近世史料の所在調査……………実績と今後の問題……………	俗流管理論上・中・下……………	北海道行政資料室の現状と当面の問題点……………
府県庁文書の目録化と分類をめぐって……………	近世史料の所在調査……………報告その1……………	史料紹介……………	北海道行政資料室……………二(10)
史料館所蔵史料目録第十七集刊行に寄せて……………	2・3……………第一史料室……………一〇・一一・一二・一五	代官手代の不正調査……………「内札御用留」より……………	阪標題……………久保田広司…二(11)
農村文書(一)……………村方文書……………	大名家文書の所在調査……………報告その1……………	維新政治史関係史料ノート……………所蔵史料から……………	史料収集の中で……………小林利久…二(11)
農村文書(二)……………村方文書……………	文部省史料館における近世史料目録の調査について……………	津軽藩の国替騒ぎ……………浅井潤子…六(11)	郷土資料室の在り方……………長光徳和…三(12)
農村文書(三)……………村方文書……………	福井県下の古文書所在調査……………	検見役人の取賄……………浅井潤子…七(12)	沖繩県立史料館(仮称)設立の動き……………
農村文書(四)……………村方文書……………	研究報告……………	天誅組罷り通る……………鈴木寿…八(3)	「北上市史」編集……………刊行上の特徴……………
農村文書(五)……………村方文書……………	近世城下町の成立と展開……………川越を素材に……………	明治十年代山梨県経済動向について……………	京都府総合資料館の現状と当面の問題……………
農村文書(六)……………村方文書……………	家族史の諸問題……………大給近達…三(5)	一答申……………藤村潤一郎…九(14)	古文书の活字化……………猪井達雄…一四(14)
農村文書(七)……………村方文書……………	二つの農家家法について……………原島陽一…四(9)	京都式拾軒組と江州布飛脚……………	長崎県の郷土資料……………石田保…一四(14)
農村文書(八)……………村方文書……………	商家年中行事の構成……………中村俊亀智…四(11)	情報……………	市町村公文書の所在調査……………
農村文書(九)……………村方文書……………	甲州の村方文書について……………藤村潤一郎…五(2)	近世史料の整理について……………公共図書館研究会(整理部門)に出講して……………	財団法人福岡県文化センター……………歴史資料館……………
農村文書(一〇)……………村方文書……………	近世後期における一万石大名領陣屋の経済的機能……………越後糸魚川町の場合……………	地方行政資料の整理について……………全国公共図書館研究会に参加して……………	「地方史静岡」の刊行……………朝比奈素……………一五(12)
農村文書(一一)……………村方文書……………	天領の研究について……………鈴木寿…六(3)	日本の文書館制度について……………全国公共図書館研究会参加記……………大野瑞男…三(14)	地方における研究活動の組織化……………
農村文書(一二)……………村方文書……………	生活用具の形態学……………せなかあて……………編みかこ……………(三)笑……………(四)答……………(五)バラ……………(六)かさ……………(七)背負椅子……………	共図書館研究会……………	大量資料段階の資料館……………博物館建築……………
農村文書(一三)……………村方文書……………	中村俊亀智……………六(一)二……………(頁略)	壬申戸籍の保存……………利用問題……………	茨城県歴史館建設の現状……………
農村文書(一四)……………村方文書……………	鈴木家文書と船乗下人……………榎本宗次…五(7)	東京都公文書館……………	川上宏昭……………一六(11)
農村文書(一五)……………村方文書……………	切支丹類族について……………榎本宗次…六(5)	世田谷区立郷土資料館……………	多久市立図書館管理の歴史資料の現状と問題……………
農村文書(一六)……………村方文書……………	維新余聞……………鈴木寿…七(3)	財団法人三井文庫……………	細川章……………一六(12)
農村文書(一七)……………村方文書……………	古銭と寛永銭の切替について……………	埼玉県立図書館文書館……………	桜木保……………一六(12)
農村文書(一八)……………村方文書……………	農村史料よりみた代官江川氏……………	歴史資料保存法の制定についての学術会議の勧告……………	
農村文書(一九)……………村方文書……………	大野瑞男……………七(5)		

* 新収史料紹介・彙報等の定例記事は省略

東町大坂屋「質留牒」

原島陽一

に就任予定

昭和四十六年二月三十一日 任命

編集後記

◇前号の彙報にお知らせ致しまし

たように、昭和四十七年度予算案政府

原案および関係法案が成立したさいは

当館は同一敷地内に新設の国文学研究

資料館に付置される予定となりました。

このため「文部省史料館報」も本号を

もって終る予定ですので、当館既刊の

目録と館報の総目次を掲載しました。

◇歴史資料保存利用に関して現段階にお

いて当面する諸問題について、林英夫

氏に忌憚のない御意見を寄稿していた

できました。また各地の動向をいろい

ろと掲載することができました。執筆

の方々に厚く御礼を申し上げます。

◇当館が改組されても諸事業は全て継承

していく予定です。館報も装いを新た

にしますので御支援をお願いします。

幕府勘定所勝手方記録の体系

——幕府財政史料の類型論序説——

大野 瑞男

鋤の諸形態——や、用具論的に——

中村 俊龜智

5 「文部省史料館報」第一六号

○史料の貸付

(1)中日新聞社主催「琉球文化展」(四六

年二月二十五日〜四七年一月二〇日)

に琉球陶器など一八点。

(2)北海道開拓記念館主催「北方民族展」

(四六年二月一日〜四七年三月九

日)に樺太アイヌの木製しゃもじ。

(3)大阪市立博物館主催「沖繩の歴史展」

(四七年三月五日〜五月一日)に蝸

竜船模型など四五点。

(4)衆議院憲政記念館主催「開館記念特別

展」(四七年三月一三日〜四月一七日)

に版籍奉還御沙汰書など三点。

○人事異動

昭和四十六年二月三十一日 退職

館長 小和田 武紀

昭和四十二年二月一六日付けで文部省初

等中等教育局主任視学官より初代専任館

長に任命、在職五年一〇か月余でこのた

び退職。本年四月新設の八戸工業大学長

○昭和四十六年度事業(その三)

一、史料の収集

山梨県山梨市下井尻区有文書の寄託を

受けたほか、蝦夷松前松前家文書・下野

国黒羽大関家文書・上野国館林秋元家文

書等のマイクロフィルム複写を行なった。

(詳細一ページ新収史料紹介(三参照))

二、定期刊行物の発行

1 「史料館所蔵史料目録」第19集

常陸国行方郡牛堀村須田家文書目録

総計約三、二〇〇点を収録

2 同 第20集

伊予国伊予郡上野村玉井家文書目録

総計約三、一五〇点を収録

3 「史料館所蔵民族資料図版目録」

第五巻 日本篇(生活用具IV)

笠・草履を収録

4 「史料館研究紀要」第五号

収録論文は次のとおり

近世初期銀貨考——リチャード・

コックス日記を中心に——

榎本 宗次

近世米穀取引市場としての大津

付、湖東農村商人の相場表の紹介(二)

鶴岡 実枝子

江戸六組飛脚屋仲間について

藤村 潤一郎

幕末期の質屋史料——出雲国大原郡大

長事務取扱

大学学術局情報図書館課長 古市 正俊

文部省史料館評議員(新任 任期〇昭

和四十七年一月二〇日〜四八年一月三〇

日)

小和田武紀(前館長)

○評議員会

昭和四十六年二月二八日・四十七年一月

二七日および三月一六日、来年度予算政

府原案ならびに当館の改組等の問題を中

心として開催された。

閲覧業務停止のお知らせ

書庫内燻蒸の実施にとまひ、左記の

期間の閲覧業務を停止する予定ですの

でお知らせいたします。

五月二六日(金)から同三〇日(火)まで

第十八回(昭和四十七年度)近世史料

担当職員講習会の実施予定について

一、第一会場(西日本地区) 福岡市

期日 一〇月二日(月)〜七日(土)

二、第二会場(東日本地区) 東京都

期日 一〇月一六日(月)〜二二日(土)

なお講習内容・会場・申込方法など

については、大学・地方公共団体な

どを通じて、おって連絡される。

文部省史料館報 第一六号

昭和四十七年三月三十一日発行

編集・発行者

文部省史料館

東京都品川区豊町一ノ六ノ二

電話(七三三)九一〇六(代)

印刷所

三恵出版印刷株式会社

東京都大田区神田保町二

電話(二六一)一四四三番